

長野県人権尊重の社会づくり条例 を制定しました（令和8年7月13日公布）

～誰もが当たり前に、その人らしく暮らすことができる
人権が尊重される社会の実現に向けて～

人権侵害行為の禁止を明記

他人に対する、次に掲げる行為の禁止を規定しています

差別的取扱い・差別的言動の禁止

人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の疾病、職業などを理由とする差別的取扱いや差別的言動を禁止します

権利利益を侵害する行為の禁止（※1）

誹謗中傷、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、プライバシーの侵害、アウティング（※2）などの他人の権利利益を侵害する行為を禁止します

※1 代表的な行為を列挙しているものであり、例えばドメスティック・バイオレンス（DV）やカスタマーハラスメントなど、あらゆる他人の権利利益を侵害する行為を禁止しています。

※2 アウティングとは、個人の性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に関することを当該個人の同意なく、第三者に知らせることであって、当該個人の人格又は尊厳を害することとなるようなものを言います。

人権が尊重される社会づくりに向けた基本的施策

県は、人権が尊重される社会づくりに必要な以下の施策を積極的に推進します

- 人権教育及び人権啓発
- 市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査
- インターネット上の誹謗中傷等に関する情報による人権侵害の防止
- 緊急事態における人権侵害行為の防止

県民・事業者の皆様へ

県民・事業者の皆様は人権が尊重される社会づくりの重要な担い手です

県民の皆様へ

相互に人権を尊重するとともに、県が実施する人権施策へのご協力をお願いします。（条例第3条）

事業者の皆様へ

事業活動を行うに当たっては、従業員等の関係者の人権を尊重するとともに、県が実施する人権施策へのご協力をお願いします。（条例第4条）



長野県人権啓発キャラクター
「こころちゃん」

条例の詳細は県ホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/jinkenjorei.html>



人権が尊重される社会づくりに向けて

人権に関する相談体制の整備

人権に関する各般の問題について、相談に応ずる体制を整備します

- 必要な情報の提供及び助言を行います
- 国、県、市町村等が設置する機関を紹介します
- 関係機関への通告、通報等につなげます

長野県人権啓発センター

職場や地域社会での問題、セクシュアリティに関する困りごとなど、人権に関する相談を電話にてお受けしています。

TEL：026-274-3232

午前9時から午後4時30分まで（休館日除く）



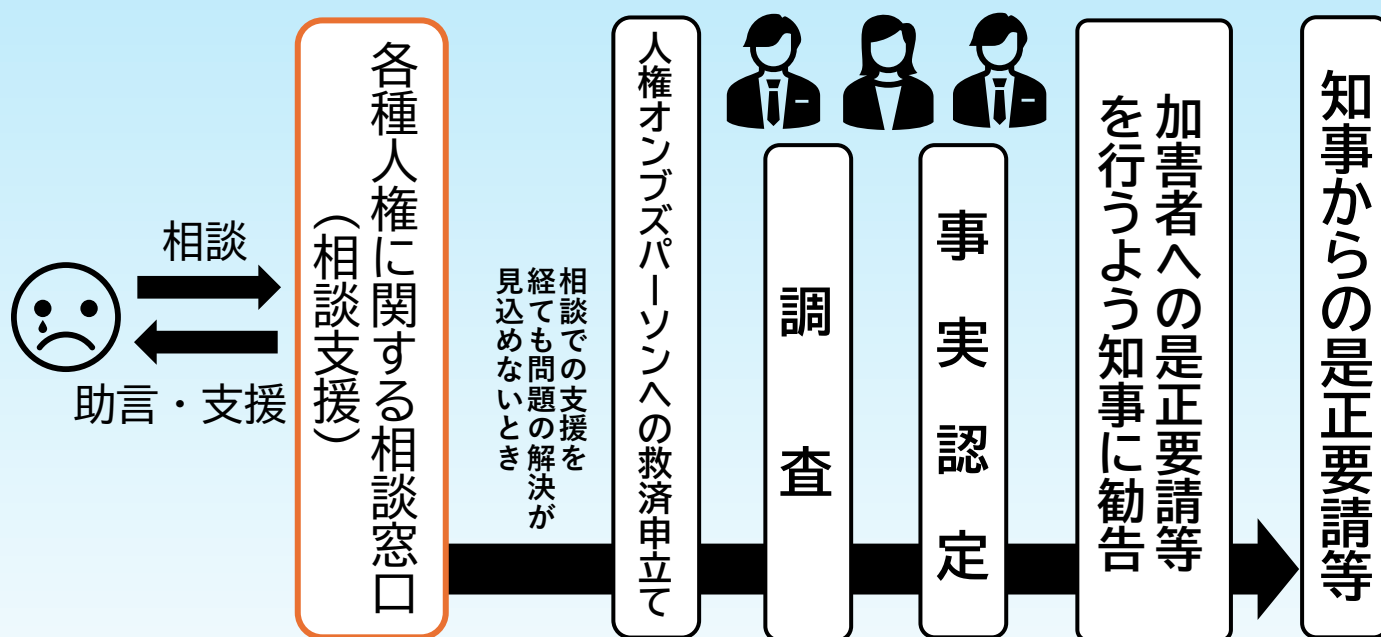
各種人権に関する相談窓口

- 県では、女性、男性、性暴力、障がい者、同和問題、高齢者、外国人、HIV感染者、犯罪被害、ハラスメントなど、様々な人権に関する専門の相談窓口を設置しています。
- また、上記相談窓口をまとめたハンドブックやチラシを作成していますので、ご参照ください。



長野県人権オンブズパーソン制度（令和9年4月1日～）

相談支援を経ても解決が見込めない場合に、申立てに基づき、長野県人権オンブズパーソンが調査を行い、問題の解決や救済を目指す制度です



本チラシに関するお問い合わせ



長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

TEL：026-235-7106 FAX：026-235-7284

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2